

令和4年度 介護保険施設等整備事業者募集に係る質問と回答（地域密着型サービス）

番号	質問日	対象サービス	質問内容	回答日	回答内容
1	R4. 5. 4	認知症対応型共同生活介護	8, 法人関係の4番目に法人の職員一覧とありますが、これは今回の整備に関するグループホームの分だけでよろしいですか？それとも、グループ全体の職員名簿ということですか？	R4. 5. 9	法人の状況を知りたいため、鹿児島市内事業所の職員一覧の送付をお願いします。
2	R4. 5. 9	看護小規模多機能型居宅介護	様式第2 「市関係機関との協議状況について」 について 様式第2の2 建築に係る関係機関との事前相談の状況（建築指導課、消防局等）の建築指導課への相談についてですが、例えば「建設予定地が建築行為が規制される区域ではないか」「敷地が接道規定をみたしているか」など、建設用地についての相談と考えてよろしいでしょうか。 （建築物についての相談は確認申請の際、事前に行うため。） また、消防局への相談としては、消防設備の設置基準の確認を考えておりますが、よろしいでしょうか。	R4. 5. 9	協議書で提出された設計図等につきましては、原則として計画内容を変更することはできないことから、質問に示されたような内容を含め建築基準法等の各種法令に合致しているか事前相談を行ってください。
3	R4. 5. 31	看護小規模多機能型居宅介護	様式第4 設置に当たっての資金計画等の2 設置に係る総事業費（1）事業費内訳の建物建設関係費Bの内訳の「その他」というのはどういったことでしょうか。  また、その上にある「造成工事費」について、建築する際の整地のみを行う場合は造成工事費はなしと考えますが、その考えでよろしいでしょうか。	R4. 6. 1	その他には、建物の建築に伴い発生する付随費用で、建築費や設計費、外構工事費、造成工事費に含まれないものを入力ください。  また、造成工事費に整地費用は含まれませんので、整地費用につきましては、その他に入力ください。
4	R4. 6. 22	看護小規模多機能型居宅介護	建築の確認申請についてお尋ねしたいのですが、申請先は鹿児島市となりますでしょうか。 民間の指定確認検査機関への申請も可能でしょうか。	R4. 6. 23	建築の確認申請の提出先につきましては、当課では判断できかねます。 建築基準法等の関連する法律に則ってご対応いただき、ご不明な点等ございましたら、建築指導課にお問い合わせください。

令和4年度 介護保険施設等整備事業者募集に係る質問と回答（地域密着型サービス）

番号	質問日	対象サービス	質問内容	回答日	回答内容
5	R4. 6. 23	認知症対応型共同生活介護	建築コストが高騰しております。協議書提出時にRCで提出して、工事発注の段階でコスト状況によっては木造に変更するという対応は可能でしょうか？	R4. 7. 1	協議書提出後に、事業所の都合による協議書書類の修正・差し替え・追加は原則認められません。